

びわ湖材証明制度実施要領

県産木材活用推進協議会

第1条（趣旨）

この要領は、びわ湖材証明制度を、県産木材活用推進協議会（以下「協議会」という。）が県内の森林から生産される木材を広く活用するため、びわ湖材証明制度の適正な運用を行うために必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義）

この要領において、びわ湖材証明制度（以下「制度」という。）とは、協議会が定める「びわ湖材証明書」を使用して、認定事業体自らの責任において合法性の確認および適正な管理を実施してびわ湖材を証明し、信頼ある制度として協議会が運営するものである。

第3条（認定事業体）

県産木材取扱認定事業体（以下「認定事業体」という。）は、（別紙）びわ湖材証明制度の認定事業体の資格要件を満たす者とする。

第4条（認定事業体の認定）

認定事業体の認定を受けようとする事業体（以下「申請者」という。）は、協議会に認定を申請する。

- 2 申請にあたっては、申請者の氏名、所在地、事業内容等の業務概要とともに、認定対象業種、管理責任者などの資料を整えた申請書（申請様式）を協議会に提出する。
- 3 協議会は、提出された申請書の書類審査および実地審査（以下「認定審査」という。）を行い、認定の可否を判定する。なお、実地審査は必要に応じて、実施するものとする。

第5条（認定事業体の認定および公表）

協議会は、認定を決定した申請者に対し「びわ湖材取扱認定事業体証書」（以下「認定事業体証書」）を交付し、認定事業体として登録し、公表する。

- 2 前項の認定事業体証書には次の事項を記載する。
 - （1）申請者の氏名または名称および住所または所在地
 - （2）申請者の事業内容、認定する業種
- 3 認定事業体証書の有効期限は、3年以内とする。

第6条（認定事業体の義務）

認定事業体は、びわ湖材の取扱にあたっては、自らの責任において、適正に制度を運用するものとする。

2 認定事業体は、取り扱うびわ湖材の入出荷等の管理状況を説明できる管理責任者を置くこと。

第7条（びわ湖材証明書）

認定事業体が交付するびわ湖材証明書（証明様式1）によるものとする。

なお、びわ湖材証明書を最初に発行する素材生産者（以下「第一次発行者」という。）は、びわ湖材証明書の発行にあたり、伐採地の地図、合法性が確認できる資料を整備する。

2 第一次発行者は、伐採あたり森林法に規定される保安林内立木伐採許可、伐採および伐採後の造林届出等の必要な手続きを行い、許可証や受理書等により合法性を確認したことを証明する。また、森林経営計画認定書等により持続可能性の証明に努める。

3 認定事業体は、びわ湖材の販売にあたっては、びわ湖材証明書を販売先に送付すると同時にその写を協議会に送付する。なお、第一次発行者については、合法性の確認を証明するため、許可証や受理書等の写しも併せて協議会に送付し、これら関係書類を保管すること。また、取扱の多い木材市場については出荷伝票にびわ湖材または滋賀県産材の表示があれば、それを証明書として取り扱うことができる。

第8条（管理）

認定事業体は、入出荷時において適切な表示方法（マークを表示した標識看板、旗、シート、ラベル、刻印、押印スタンプ、ペンキ等）によりびわ湖材であることを明示するなど適切に管理を行うとともに、説明できる書類を整備する。

2 認定事業体は、びわ湖材証明書毎の資料整備やびわ湖材入出荷数量管理表（管理様式）等により管理を行うとともに、その関係書類を5年間保存しなければならない。

第9条（認定事業体の検査）

協議会は、認定事業体に対し、指導、検査を行い、当該認定事業体の管理、運営の状況等を確認する。

2 認定事業体は、協議会の行う指導、検査にあたり、協力して誠実に対応しなければならない。

第10条（認定加工事業体等）

協議会は、県外事業者がびわ湖材製品の管理、運営等を適正に行うことができる場合には、認定加工事業体等として認めることができるものとする。

2 認定加工事業体等について必要な手続きは、協議会が別に定めるところによるものとする。

第11条（認定の取消）

協議会は、認定事業体としての認定が不適切であると認めたときは、その認定を取り消すことができる。

2 協議会は、認定事業体の認定を取り消したときは、取り消しの日から一定期間、当該者の再認定を行わないものとする。

第12条（制度の推進）

協議会は、制度の浸透を図るため、関係団体等へ制度の普及に努めるものとする。

第13条（その他）

この制度の実施につき必要が生じた時は、この要領に定めるもののほか、協議会が別に定めることができる。

附則

- 1 この要領は、平成18年5月31日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、滋賀県が定めた県産材産地証明制度試行運営要領（平成17年6月9日付け滋林緑第464号）（以下「試行運営要領」という。）に基づき行ったものについては、この要領に基づき行ったものとみなす。
 - (1) 試行運営要領に基づき滋賀県が認定した県産木材取扱認定事業体証書は、有効期限の平成20年4月末日まで有効とする。
 - (2) この要領の施行日以前に、試行運営要領に基づき発行された販売管理票は、この要領に基づき発行されたものとみなす。
- 3 この要領の施行日から平成20年4月末日までに認定したびわ湖材取扱認定事業体証書の有効期限は、平成20年4月末日までとし、以後3年毎に更新するものとする。
- 4 この要領は平成23年4月1日より改正し、改正前（試行期間平成23年2月1日から平成23年3月31日まで）に発行された証明書については、有効とする。
- 5 この要領は令和2年7月21日より改正し、改正前に発行された証明書については、有効とする。